

若年性認知症コールセンター

若年性認知症に関する電話相談ができます。ご本人やご家族、関係者からの相談を受けています。

社会資源の情報提供と共にその申請方法など
わかりやすくお伝えします。

☎0800-100-2707 (通話料無料)

相談日	相談時間
月～土	10:00～15:00 (年末年始・祝日除く)

若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症のご本人やご家族だけでなく、勤務先の企業や地域包括支援センター、市町村等からの相談に応じ、若年性認知症の特性に配慮した医療・福祉・就労等の総合的な支援を行います。

茨城県若年性認知症相談窓口 (年末年始・祝日除く)

栗田病院 ☎029-295-0005 ※月～土 9時～17時

池田病院 ☎0297-64-6582 ※月～土 9時～17時

専門の医療機関

「認知症かな？」と思ったら、かかりつけ医など身近な医療機関にご相談ください。必要に応じて、専門の医療機関(認知症疾患医療センター等)を紹介してくれます。

※認知症疾患医療センターは、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、様々な症状に対する相談、地域における医療機関等の紹介などを行う医療機関です。

茨城県認知症を知るページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chiiki/ninchi/soudanmadoguchi.html>

障害者雇用・就労に関する支援機関

■ハローワーク

就職を希望する障害者の方の職業指導、職業紹介等を行います。

<http://www.pref.ibaraki.jp/bugai/josei/seishonen/sodan2/pc/ppage521000010.html>

■障害者職業センター

障害者に対する職業相談を行います。事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談に応じ、援助を行います。必要に応じて、ジョブコーチを派遣し、障害者の就労を支援します。

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/ibaraki/index.html>

■障害者就業・生活支援センター

障害者の身近な地域において、就労面及び生活面における一体的な相談支援を行います。

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/shofuku/kikaku/shofuku/c/c-4-3.html>

精神障害者保健福祉手帳・障害年金

■精神障害者保健福祉手帳 (市町村の障害福祉課窓口等にて)

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々は様々なサービスが利用できます。

■障害年金 (最寄の年金事務所や年金相談センター、お住まいの市町村役場窓口にて)

病気やけがで障害が残ったとき、受け取ることができる年金です。

若年性認知症の人や そのご家族へ



このリーフレットには…

若年性認知症と診断されたご本人やご家族のために、活用できる社会資源をまとめてあります。

若年性認知症の相談機関

若年性認知症コールセンターでは、本人の利用できる社会制度を電話でわかりやすく説明します。

また、若年性認知症支援コーディネーターは、みなさんの情報をもとにその人に合った働き方や受診の方法をコーディネートします。

茨城県

今の職場でできるだけ長く働きたい

認知症と診断されても、体調が安定していれば必ずしも仕事を辞める必要はありません。慣れた職場や人間関係の中で、できるだけ長く働けるよう、上司や産業医に相談し、職場の理解を得ましょう。

- 配置転換をしてもらい、本人に合った仕事をする

上司や人事担当者、産業医と話し合う

- ジョブコーチに入ってもらい、本人のできないところを補ってもらう

ジョブコーチの派遣を障害者職業センターに依頼する

- 「精神障害者保健福祉手帳」や「身体障害者手帳」取得により障害者雇用に切り替えて働く

市町村の障害福祉担当課に相談する



退職したけれど、まだ働きたい

働くことでやりがいや生きがいを見つけたい

- 障害者就労支援 ハローワーク

- 障害福祉サービスの就労支援

・就労移行支援事業所

・就労継続支援A型・B型事業所など

市町村の障害福祉担当課



当事者や家族同士で交流したい

当事者や家族同士で話したり、情報交換することで、お互いの気持ちをわかり合え、安心できます。

- 当事者や家族の交流の場

認知症の人と家族の会、全国若年認知症家族会

- 本人交流会・若年性認知症デイサービス・認知症カフェ等

若年性認知症コールセンター ホームページ



経済的な手立てを考える

収入が途切れることのないよう、社会資源を利用し、担当窓口にご相談しましょう。

- 医療費の減免：自立支援医療、高額医療・高額介護合算療養費

市町村の医療保険課、障害福祉課、介護保険担当

- 傷病手当金 職場の労務担当等

- 雇用保険の失業給付 ハローワーク

- 障害年金 年金事務所や共済組合

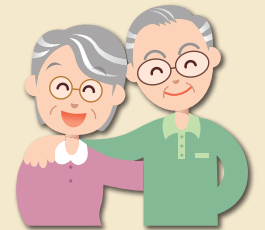
- 子どもの就学資金 在学中の学校、市町村教育委員会

- 住宅ローンの返済 ローン契約金融機関

- 生命保険の支払い ご加入の保険会社

- 生活の金銭管理や財産管理 市町村の社会福祉協議会

- 成年後見制度の利用 地域包括支援センター・家庭裁判所



介護や福祉等のサービスを利用する

介護保険サービスや障害福祉サービスを利用し、体を動かしたり、人と交流し、健康な毎日を送りましょう。

- 介護保険サービス【デイサービス、リハビリなど】

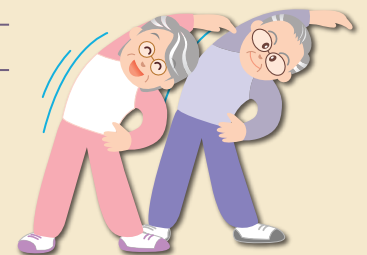
※40歳以上で「認知症」と診断されると申請できます。

市区町村介護保険担当課

- 障害福祉サービス【地域支援事業の移動支援など】

※40歳までの人が利用できます。40歳以上の認知症の人、介護保険にないサービスを利用できます。

- 通院している病院にデイケアなどがあれば利用できます。



市町村障害福祉担当課